

關 西 大 學
法 學 論 集

第九卷 第五・六号合併号

昭和三十五年三月

木村健助教授在職三十年記念特集

ローマ法後期における自力救済……………	明 石 三 郎 (1)
従物と物概念の拡張……………	横 悌 次 (50)
わが国における権利濫用理論の特質 についての一考察……………	松 本 暉 男 (77)
ドイツにおける相隣法の基礎理論……………	沢 井 裕 (104)
不可抗力と民事責任……………	伊 沢 孝 平 (139)
外国養子の相続権に関する英国国際 私法判例……………	本 浪 章 市 (200)
親子関係存否確認の訴における二三の問題…	高 島 義 郎 (246)
国家批判の三型について……………	岩 崎 卯 一 (266)
封建制度の成立……………	石 尾 芳 久 (288)
Bona vacantia について……………	岩 田 健 次 (321)
表見支配人についての再論……………	岩 本 慧 (344)

関西大学法学会規則

第一条 本会は関西大学法学会と称する。

第二条 本会は法学の研究を促進し、且つ研究の成果の発表を目的とする。

第三条 本会は左の事業を行う。

一、機関誌「関西大学法学論集」の発行

二、その他本会の目的を達するため必要と認めたる事項
 本会の事務所は関西大学法学部内に置く。

第四条 本会は左の者を以て会員とする。

一、法学部の教授、助教授、専任講師、助手

二、法学部学生及び大学院法学研究科学生

三、法学部または大学院法学研究科の卒業者であつて
 入会した者

四、その他の評議員会で推薦した者

第五条 本会に左の役員をおく。

一、会長 法学部長を以てあてる。

二、評議員 教授、助教授及び専任講師を以てあてる。

三、編集・庶務・会計委員 会員中より評議員会にて
 委嘱する。その任期は一年とする。但し重任を妨
 げない。

第六条 会員は会費年額五百円を納めることを要する。

第七条 会員は機関誌「関西大学法学論集」の配布を受ける。

第八条 この規則の改正は評議員会の決議による。

関西大学法学会役員（五十首順）

会長
 評議員

編集委員

庶務委員

会計委員

会計監査

中本高首松楨間沢岸川池上河伊池和松楨本堀福原中中高桜木上河川内植岩岩岩石伊池池明和
 谷浪島野本 井井上田林崎沢垣田本 浪 島 谷 島田村林崎上田田本田崎尾沢田垣石田
 敬章義和暉悌登 貞敬 良平孝定豊暉悌章堅四英敬義義 健良平敬 重 健卯孝孝 定三豊
 寿市郎明男次夫裕男逸栄一郎平郎二男次市士郎次寿勝郎蕃助一郎逸修正憲次一久平栄郎郎二

謹しんで在職三十年を記念し木村健助教授に捧げます

関西大学法学会

前号目次 (第九卷第三・四合併号)

行政行為の特質(Ⅱ).....	桜田 誉
工業所有権の抵触に関する問題点について.....	内田 修
国家批判の党派性について.....	岩崎 卯一
ドイツ政治史と学問の自由.....	池田 栄
軍事基地の違憲性.....	堀 堅士
マルシリウスの人民主権論について.....	原 英次
一九三八年の仏伊紛争と英国の外交.....	河崎 平一郎
ヘバーレにおける政治社会学の企図.....	上 林 良一
利益団体としてのドイツ労働組合の政治的地位について.....	間 登志夫
一九五六年ドイツ刑法総則草案における『共犯規定』について.....	植田 重正
誤想防衛と構成要件の故意.....	中 義 勝
大政官と唐の三省.....	石 尾 芳久
労働基準法第二〇条の労働基準監督署長の認定の効力.....	岸 井 貞 男
所謂 Full faith and credit 条項について.....	本 浪 章 市
極東国際軍事裁判の予備的法律問題と侵略戦争についての梗概.....	川 上 敬 逸

本誌の編集に関する通信及び照会、寄贈雑誌等は凡て本会宛に御發送下さい。

関西大学法学会

執筆者紹介

明 石 三 郎	関西大学教授
榎 本 暉 男	関西大学助教授
松 本 暉 男	関西大学専任講師
沢 井 裕 裕	関西大学助手
伊 沢 孝 平	関西大学教授
本 浪 章 市	関西大学助教授
高 島 義 郎	関西大学助教授
岩 崎 卯 一	関西大学教授
石 尾 芳 久	関西大学助教授
岩 田 健 次	関西大学助教授
岩 本 健 次	関西大学助教授

昭和卅五年三月十五日印刷

関西大学

法学論集 第九卷 合併号 第五・六

非売品

編者兼
発行人

大阪府吹田市千里山 関西大学内
関西大学法学会
振替大阪六六八二番

印刷所

京都市下京区西洞院通り七条南入ル
内外印刷株式会社

発行所

大阪府吹田市千里山 関西大学内
関西大学人文科学研究所

THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW

OF

KANSAI UNIVERSITY

MARCH, 1960

VOLUME IX

NUMBER V, VI

Special Issue for the 30th Anniversary of
Professor Kimura's Appointment

- Self-help in the Late Roman law.*S. Akashi* (1)
Das Zubehör und die Erweiterung des Sachbegriffs.*T. Maki* (50)
The Specific Feature in the Development of Theories about
 the Abuses of Private Rights in Japan.....*T. Matsumoto* (77)
On the Nuisance in the German Civil Law.*Y. Sarwai* (104)
„ Vis Major “ and Civil Liability*K. Izawa* (139)
Adoption and Succession in English Private International Law.
 *S. Honnami* (200)
On the Action for the Affirmation of the Relationship
 between Parents and Child.....*Y. Takashima* (246)
On three Types of State-Criticism.*U. Iwasaki* (266)
Existence of Feudalism.....*Y. Ishio* (288)
De Bonis Vacantibus.*K. Iwata* (321)
The Second Opinion and Apparent Manager (Hyoken-shihainin,
 equivalent to the German Scheinprokurist)*S. Iwamoto* (344)